

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年 3月25日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第9号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例（平成12年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
事務	納付義務者	手数料		納付時期	事務	納付義務者	手数料		納付時期
		名称	額				名称	額	
1～395 略					1～395 略				
396 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第2項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許の申請に対する審査	二級建築士又は木造建築士の免許を申請する者	二級建築士又は木造建築士免許申請手数料	18,000円（電子申請にあっては、 <u>16,000円</u> ）	免許申請のとき	396 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第2項又は第3項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許の申請に対する審査	二級建築士又は木造建築士の免許を申請する者	二級建築士又は木造建築士免許申請手数料	<u>19,200円</u>	免許申請のとき
					396の2 建築士法第5条第2項に規定する二級建築士免許証又は木造建築士免許証	二級建築士免許証又は木造建築士免許証	二級建築士免許証又は木造建築士免許証	<u>5,900円</u>	書換え交付申請のとき

改正前					改正後				
					<u>証の書換え</u>	<u>の書換え交付を受けようとする者</u>	<u>書換え交付手数料</u>		
					396の3 <u>建築士法第5条第2項に規定する二級建築士免許証又は木造建築士免許証の再交付</u>	<u>二級建築士免許証又は木造建築士免許証の再交付を受けようとする者</u>	<u>二級建築士免許証又は木造建築士免許証再交付手数料</u>	5,900円	<u>再交付申請のとき</u>
397 略					397 略				
398 建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録又は同条第3項の規定に基づく建築士事務所の更新の登録	建築士事務所の登録又は更新の登録を申請する者	建築士事務所登録又は更新登録申請手数料	(1) 一級建築士事務所 15,000円(電子申請にあっては、13,000円) (2) 二級建築士事務所又は木造建築士事務所 10,000円(電子申請にあっては、8,700円)	登録申請のとき	398 建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録又は同条第3項の規定に基づく建築士事務所の更新の登録	建築士事務所登録又は更新の登録を申請する者	建築士事務所登録又は更新登録申請手数料	(1) 一級建築士事務所 15,000円 (2) 二級建築士事務所又は木造建築士事務所 10,000円	登録申請のとき

改正前				改正後			
の申請に対する審査				の申請に対する審査			
399～494 略				399～494 略			
備考 略 別表第2（第2条関係）				備考 略 別表第2（第2条関係）			
手数料		指定試験機関等		手数料		指定試験機関等	
1～12 略				1～12 略			
13及び14 削除				13 別表第1第396号から第396号の3までに掲げる手数料		建築士法第10条の20第1項に規定する都道府県指定登録機関	
15 別表第1第397号に掲げる手数料		建築士法第15条の17第1項に規定する都道府県指定試験機関		14 別表第1第397号に掲げる手数料		建築士法第15条の6第1項に規定する都道府県指定試験機関	
16・17 略				15 別表第1第398号に掲げる手数料		建築士法第26条の3第1項に規定する指定事務所登録機関	
16・17 略				16・17 略			

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。